（頭部後傾抑止装置）

第254条の3　追突等による衝撃を受けた場合における当該座席の運転者の頭部の保護等に係る頭部後傾抑止装置の性能に関し、保安基準第66条の3の告示で定める基準は、協定規則第25号の規則6.1.から6.10.まで及び7.1.から7.5.までに定める基準とする。ただし、協定規則第25号の規則6.4.2.、6.4.3.1.及び6.4.3.2.の規定中「800㎜」とあるのは「700㎜」と、「750㎜」とあるのは「650㎜」と、規則6.4.4.の規定中「800㎜」とあるのは「700㎜」と読み替えることができるものとする。